



平成25年度 草の根・人間の安全保障無償資金協力
「児童福祉センター増改修計画」
「3産婦人センター医療機器整備計画」
「ダビ市メダヤ・ミラグロサの家整備計画」
「ベラクルス保健センター救急処置エリア増改修計画」
契約署名及び小切手供与式

2014年1月23日、在パナマ日本国大使館において、「児童福祉センター増改修計画」、「3産婦人センター医療機器整備計画」、「ダビ市メダヤ・ミラグロサの家整備計画」及び「ベラクルス保健センター救急処置エリア増改修計画」の契約署名及び小切手供与式が行われました。同式典には磯部大使が当館側代表者として出席し、セラフィン・サンチェス保健次官、マリア・エレナ・アセベド パナマ市国際局長、ジャスミン・デ・コントレラス 外務省国際協力局次長らがパナマ政府側代表として、ジェニー・バルブ 児童のための団結財団、イディアン・レイス・フローレス メダヤ・ミラグロサの家代表、デイカ・ニエト APLAFA 代表、ラウル・モンテネグロ ベラクルス保健委員会代表らが各被供与団体代表として出席しました。

磯部大使は日本政府を代表して出席者全員を歓迎した後、「今回承認された4プロジェクトの内、2件は保健医療関連の支援で、残り2件は民生環境をテーマとしたものです。いずれも人間の安全保障の基礎をなす重要分野に対応するものとなっており、各案件の実施により、一人でも多くのパナマ国民の生命と健康が守られ、パナマの医療体制および、民生環境の向上に繋がれば、パナマの友好国としてこれ以上の喜びはありません。」と挨拶しました。

—当日の様子—



式典の様子



磯部大使による挨拶



サンチェス保健次官による挨拶



磯部大使より各被供与代表に手渡された小切手



各被供与団体の代表者との記念撮影

各プロジェクト概要

児童福祉センター増改修計画

被供与団体: 児童のための団結財団

供与額: 100,848米ドル

供与内容: 既存施設の増改修(計 258.50 m²)及び機材整備(黒板や学習机等)

案件の背景: 「児童のための団結財団」が運営する児童福祉センターはパナマ市ジャノス・デ・クルンドゥ地区に所在し、児童の福利厚生、主に虐待や性的虐待を受けた児童の保護・ケアを目的とした活動を展開している。年々その活動規模を拡大させてきており、現在では、72校の公立・私立学校と協同関係を構築して、家庭内暴力や性犯罪被害が観察された生徒の受け入れ・ケア先の機関として機能している。また、国内の司法機関から保護を依頼されるケースもあるほか、擁護施設で生活する子供たちを訪問し、セラピーや研修等も開催している。

同施設は、築30年の旧民家を改修したもので、建築面積115m²と非常に狭く、同団体の今後の活動規模拡大に伴う需要に対応することができなくなっている。特に、セラピー室、カウンセラー室及び研修等を開催するための多目的室の増築が急務となっており、施設を機能的なものにするための改修工事が必要とされている。



3産婦人センター医療機器整備計画

被供与団体: パナマ家族計画協会 (APLAFA)

供与額: 120, 967米ドル

供与内容: 医療機器 (デジタル超音波検査器3台、膣拡大鏡1台、冷凍治療システム器1台、マルチパラメーター3台)

案件の背景: 被供与団体である「パナマ家族計画協会 (APLAFA)」は1965年設立の NGO 団体で、現在パナマ市内に3ヶ所、他の国内主要都市に5ヶ所の計8ヶ所で産婦人センターを運営している。各センターでは、不妊、妊娠、出産、産後期に必要な検診及び診察のほか、女性生殖器の腫瘍性疾患、性感染症、更年期障害、生理不順などの内分泌疾患の検査及び治療をおこなっているなど、女性専用のトータルヘルスケアを提供する医療施設として多くの低所得貧困層パナマ女性に利用されている。

本案件では、サンティアゴ市産婦人センター、コロ市産婦人センター及びラ・ドニャ地区婦人センターの計3センターに対して、特に緊急性の高い超音波検査器等の医療機器を新たに整備する。



ダビ市メダヤ・ミラグロサの家整備計画

被供与団体: メダヤミラグロサの家

供与額: 87, 895米ドル

供与内容: 家具・機材購入 (ベット、洋服ダンス、ミシン、洗濯機、調理機材等)

案件の背景: 「メダヤ・ミラグロサの家」は、世界94カ国で活動しているカトリック慈善団体「Hijas de la Caridad de San Vicente de Paúl」に所属するローカル NGO 団体で、1957年よりチリキ県ダビ市にて女子児童専用の擁護施設を運営している。2014年現在、70名 (55名既在籍、15名新加入) の女子が同施設で生活しており、孤児や両親の経済的事情による養育放棄、家庭内暴力及び性被害等の不遇を経験した子供たちが保護されている。

同擁護施設が現在使用している家具や調理機材の多くが耐久年数を大幅に超えており、老朽による破損や損傷により今後の継続使用に不適切な状態にある。本案件の実施により、特に緊急性の高いベット、ダンス、ミシン、調理器具等の家具・機材を新たに整備し、社会的弱者である女子児童の生活向上と社会復帰支援が図られる。



ベラクルス保健センター救急処置エリア増改修計画

被供与団体:ベラクルス保健委員会

供与額:103,262米ドル

供与内容:救急処置エリアの増改修及び医療器材の整備(除細動器、オートクレーブ、診察台、机椅子等)

案件の背景:本件の裨益団体であるベラクルス保健センターは、首都パナマ市から南西約30kmのアライハン市ベラクルス地区に位置する。2014年現在、総合診療科、歯科、小児科、精神科、産婦人科、栄養福祉科、救急処置科、臨床検査室などを有する新型一時医療施設として計39名の医療スタッフが配属されている。

同保健センターは近年の医療需要拡大を受け、2010年に新たに救急車を1台整備し、救急処置科を新設しており、元々倉庫として使用していたスペース(床面積 25 m²程度)を簡易改修し、仮設救急処置エリアとして使用している。しかし、構造的に救急処置医療に不適切な造りをしており、手狭で十分なベット数が確保できず、混雑時には待合スペースにベットを設置して医療処置を行うときが多々ある。本案件の実施により、救急処置エリアの増改修が実施され、必要な医療機器が新たに整備されることにより、同保健センターが提供する医療サービスの質が大きく向上することが期待される。

